

## ■ 交通について

電車や バスなどの 線が たくさん とおっています。毎日の 生活の 中で 便利に 使うことが できます。

## ■ 電車

### ◇どんな 乗車券<きっぷ>が あるか

#### ①普通乗車券

ちかい ところへ いくときの きっぷは 自動販売機<きっぷを うる きかい>で 買って ください。  
とおい ところへ いくときの きっぷや 特急券<特急に のるときに 必要な きっぷ>などは 駅に  
売るところが あります。きっぷの ねだんは 自動販売機の上 に 書いてあります。11歳までの「こ  
ども」は はんぶんの ねだんです(中学生は おとなと おなじ ねだんです)。5歳までの ちいさい  
こどもは お金は 入りません(小学生は「こども」と おなじ ねだんです)。お金の いらぬのは、  
おとなか「こども」 1人について、ちいさい こども 2人までです。

#### ②回数券

10枚の ねだんで 11枚の きっぷを 買うことが できます。おなじ 駅の あいだを 何回も のると  
きに 便利です。使用期限<いつまで 使うことが できるか>が きまっています。

#### ③定期券

まいにち 仕事や 学校へ いく人は 定期券が 便利です。きまった 駅の あいだを 何回でも 乗  
ることが できます。1か月か 3か月か 6か月の 3つの 期間が あります。長いものほど 1回にか  
かる ねだんが 安くなります。

### ◇ICカード式乗車券(Suica(スイカ)と PASMO(パスモ))

定期券にも プリペイド式乗車券<先に たくさん お金を 入れて 使う きっぷ>にもなる カードで  
す。カードを 読む きかいがある ぜんぶの 電車と バスで つかうことが できます。のるときに  
毎回 お金を 出して きっぷを 買う 必要が なくなります。

Suica は JR東日本で 売っています。自動改札機<駅の中に はいる ときに とおる きかい>に カ  
ードを しっかりと のせて とおります。PASMO は、私鉄<JR以外の 電車>、地下鉄、バス会社で  
売っています。

### ◇電車の 種類

- ・ぜんぶの 駅に とまる 電車:「普通」
- ・大きい 駅だけに とまる 電車:「特急」、「快速」、「急行」

## ◇時刻表＜電車が での時間をみる表＞

時刻表をみると、電車が何時に駅を出て何時につくかわかります。時刻表では、「午前」、「午後」ということばは使いません。時間は24時間制で書いています(例：午後3時は15:00、午後11時は23:00と書きます)。

## ■バス

バスがいくところはまへの面のうえに書いています。

お金のほかに、定期券、回数券、ICカード式乗車券(Suica、Pasmoなど)も使うことができます。

## ◇お金のほらい方

- ・どこでおりても同じねだんのバスがあります。停留所＜バスがとまる場所＞でねだんをみてください。乗るときにお金をはらってください。
- ・おりるときにお金をはらうバスでは、のるときに「整理券＜数字を書いた紙＞」をとってください。
- ・おりたい停留所のすこしまえにきたら、バスについているボタンをおしてください。つぎの停留所でバスがとまります。
- ・ねだんはバスのなかのいちばんま前に出しています。整理券の番号のところにかいてあるねだんをはらってください。おりるとき、運転手の横にお金をいれるはこがあります。整理券といっしょにお金をいれてください。おつりは出ません。ちょうどのお金を用意してください。11歳までの「こども」ははんぶんのねだんです(中学生はおとなとおなじねだんです)。5歳までのちいさいこどもはお金はいりません(小学生は「こども」とおなじねだんです)。お金のいらぬのは、おとなか「こども」1人について、ちいさいこども2人までです。
- ・ICカード式乗車券(SuicaやPASMO)をつかうときは、のるところにあるきかいにカードをしっかりとのせてください。おりるときも、お金をいれるはこのところにカードをのせてください。

## ■タクシー

タクシーは車の上に会社のなまへのしるしがっています。客がのっていないタクシーは、まへのまどに赤い色で「空車＜あいています＞」とでています。

タクシーは駅のまえなどにあるタクシー乗り場から乗ることができます。道をはしっている空車のタクシーをとめて、乗ることもできます。タクシーの会社に電話して呼ぶこともできます。呼ぶときはべつにねだんがかかりません。日本のタクシーは運転手がドアをあけたりしめたりします。ドアにさわらないでください。

ねだんは、車の大きさ、はした長さ、時間、場所などで変わります。運転手の横にある「メーター」にねだんがでています。朝はやい時間と夜おそい時間や、高速道路をとったときはねだんが高くなります。チップ＜お礼のお金＞はいりません。

## ■ 自動車の 運転

日本では、自動車や 自転車は 道の ひだりがわを とおります。飲酒運転<酒を のんだあとに 運転する>は 絶対にしないでください。

◇日本で 運転するためには、下の どれかの 免許証を もっている 必要が あります。

- ① 日本の 免許証
- ② ジュネーブ条約に あった 国際運転免許証<外国で 使うことができる 免許証>
- ③ スイス、エストニア、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の 免許証(日本語の 訳が 必要です。免許証を つくった 国の 領事館などが 訳したもののだけです。)

◇日本で 運転できる とき

- ・日本の免許証： 有効期間<使うことができる>の あいだ
- ・国際運転免許証と 外国の 運転免許証： 有効期間の あいだ(または 日本に はいった 日から1年まで)

〈運転免許のことを ききたいとき〉

千葉県警察

・千葉運転免許センター

千葉市美浜区浜田2-1

電話:043-274-2000

(電話と ファックスが あります。日本語)

・流山運転免許センター

流山市前ヶ崎217番地

電話:04-7147-2000

(電話と ファックスが あります。日本語)

<http://www.police.pref.chiba.jp/license/index.html>

◇自分の 国の 運転免許証から 日本の 運転免許証に 変える

使うことができる 外国の 免許を もっていて、免許を とった あと その 国に 3か月以上 いた人だけです。

知識審査<日本の 運転や 交通について 知っているか しらべる>と 技能審査<運転することができるか しらべる>が 必要です(必要が ない 国も あります)。

手続きをするときは、千葉運転免許センターへ 行って ください。

手続きに いく まえに 必要なものは、千葉運転免許センターに きいて ください。

\* 流山運転免許センターでは 手続きが できません。注意して ください。

### ◇日本で あたらしく 運転免許証を とる

自分の 国の 免許証を もっていない人は、新しく 日本の 運転免許証を とることが できます。日本人と おなじように、運転免許センターで 試験を うけて、ごうかくする 必要があります。適性試験 <からだの 試験>、筆記試験<こたえを 書く 試験>、技能試験<運転する 試験>が あります。日本では 運転を ならう 学校(自動車学校)へ いく人が 多いです。運転免許証を とるために 必要なことを ならいます。

交通の 勉強や 車の 運転のしかたなどです。自動車学校の 勉強が おわった人は、運転免許センターで 技能試験を 受けなくて いいです。適性試験、筆記試験だけです。(筆記試験は「○」か「×」の どちらかを 書く 試験です。英語か 日本語で うけることが できます。)

### \* 勉強の 本

「交通の 教則<日本の 交通の きまり>  
(英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語)

日本自動車連盟 (JAF)で うっています。

全日本交通安全協会が 出している「交通の 教則」という 本を 訳したものです。

<http://www.jaf.or.jp/inter/manual/index.htm>

### [運転免許証を とるために いるものや お金]

どんな 免許を とるかで、必要なものや はらう ねだんが かわります。運転免許センターに きいて ください。

### ◇運転免許証の 更新<新しいものに かえる>

運転免許証は もらってから 3年 あとの 誕生日までです。そのあと、3年に 1回 更新する 必要が あります。優良運転者<いつも 安全に 運転している人>は 5年に 1回です。

更新の 手続きは 運転免許センターか ちかくの 警察署で できます。

更新のときになると、免許証の 住所に、あんないの はがきが きます。誕生日の 1 か月 まえから 1か月 あとまでの あいだに 手続きをして ください。

詳しいことは 運転免許センターに きいて ください。

### ◇自動車を 登録する<役所に 届ける>

自動車を 買ったときは 陸運事務所に 登録する 必要が あります。むずかしい 手続きです。

ふつう、車を 売る 店が かわりに やってくれます。

自動車を 登録するときは、税金(自動車重量税<おもさに かかる>、自動車取得税<自動車を 買ったとき>、自動車税<自動車を もっている人に かかる>)を はらうこと、保険(自動車損害賠償責任

保険・自賠責)に はいることと、自動車保管場所証明(車庫証明)が 必要です。印鑑証明か サイン(日本にある 大使館で 証明したもの)も 必要です。

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険):必ず はいる 必要が あります。

自由に はいる 保険(任意保険):自動車損害賠償責任保険だけでは たりないことが あります。  
任意保険にも はいって ください。

自動車保管場所証明(車庫証明):自動車を おく 場所が あることを 証明する 紙「車庫証明」で  
す。自動車を おく 場所の ちかくの 警察署に もうしこんで ください。

### ◇自動車の 検査<しらべる>(車検)

自動車が こわれていないか どうか、きまりに あっているか どうかを しらべることが、法律で きまっ  
ています。2年か 3年に 1回です。自動車を 新しく 登録したときに 検査があり、自動車検査証が  
です。つぎの 検査を いつ うけるかは 自動車検査証に 書いてあります。

検査は 自動車を せいびくおすこと>する 工場に たのむことが できます。自分で 検査の  
手続きをすることもできます。

かかる お金(検査登録申請料・自動車損害賠償責任保険料・重量税・修理代)は とても 高いです。  
検査の まえに 用意して ください。

### ◇自動車税

自動車には 毎年 税金が かかります。領収書<レシート>は、車検のときに 必要です。すてないで  
ください。

### ■ 原動機付き自転車(原付バイク)

原動機付き自転車(原付バイク)に のる人は 免許が 必要です。原動機付き自転車(原付バイク)を 買  
ったときは、住んでいる 市区町村の 役所に 登録して ください。毎年 1回、税金(軽自動車税)を は  
らう 必要が あります。

### ■ 日本の 交通について まもってほしいこと

#### ◇道を あるとき

- ① 歩道<ある人が とおる ところ>が あるところでは、必ず 歩道をとおって ください。
- ② 歩道が ないところでは、道の 右の 方を あるいて ください。
- ③ 道路を わたるときは、信号を まもって ください。信号が ないところは、横断歩道<道を わたるた  
めの しまよりの あるところ>を 使って ください。わたる まえに 左と 右の 安全を しらべて く  
ださい。車が 止まってから わたって ください。
- ④ 道へ とびだす<急に はしって出る>ことは 絶対にしないで ください。
- ⑤ 夜は 反射材<車の 電気を 受けて ひかるもの>を からだに つけるか、あかるい 色の ふくを

きて ください。

- ⑥ 「歩行者横断禁止」の 標識<交通の きまりを 書いた しるし>が ある 場所では、道を わたらないで ください。

### ◇自転車<sup>じてんしゃ</sup>で 走る<sup>はし</sup>とき

- ① 自転車<sup>じてんしゃ</sup>は 車道<sup>しゃどう</sup><車<sup>くるま</sup>が とおる 道<sup>みち</sup>>を とおって ください。車道<sup>しゃどう</sup>の 左<sup>ひだり</sup>の はしを はしって ください。
- ② ある<sup>ひと</sup>いている人の じゃまをしないで ください。
- ③ 傘<sup>かさ</sup>を さしたり、スマホを <sup>うんてん</sup>みながら 運転しないで ください。
- ④ 交差点<sup>こうさてん</sup>では 止<sup>と</sup>まって、まえや よこを よくみて ください。
- ⑤ 暗<sup>くら</sup>くなったら 電<sup>でん</sup>気<sup>き</sup>を つけて ください。

### ◇自動車<sup>じどうしゃ</sup>を 運転<sup>うんてん</sup>するとき

- ① 交通<sup>こうつう</sup>の きまりを まもって ください。信号<sup>しんごう</sup>や 標識<sup>ひょうしき</sup>を まもって ください。
- ② 運転免許<sup>うんてんめんきょ</sup>を もっていない人<sup>ひと</sup>や お酒<sup>さけ</sup>を のんだ人<sup>ひと</sup>は、ぜったいに 運転<sup>うんてん</sup>しないで ください。
- ③ 自動車<sup>じどうしゃ</sup>に 乗<sup>の</sup>るときは、必ず <sup>かなら</sup>シートベルト<からだを とめる ベルト>をして ください。5歳<sup>さい</sup>までの 子<sup>こ</sup>どもを のせるときは、チャイルドシート<子ども<sup>こ</sup>の いす>を 使<sup>つか</sup>う 必要<sup>ひつよう</sup>が あります。

### ・防犯登録<sup>ぼうはんとうろく</sup><ぬすまれたときの<sup>てつづ</sup>ための 手続き>

自転車<sup>じてんしゃ</sup>は、かならず 防犯登録<sup>ぼうはんとうろく</sup>をする 必要<sup>ひつよう</sup>が あります。自転車<sup>じてんしゃ</sup>が ぬすまれたときや、なくなったときなど、防犯登録<sup>ぼうはんとうろく</sup>が あれば かえってくるかもしれません。防犯登録<sup>ぼうはんとうろく</sup>は、自転車<sup>じてんしゃ</sup>の 店<sup>みせ</sup>などで 手続き<sup>てつづ</sup>をし てください。

### ・自転車等<sup>じてんしゃとう</sup>放置禁止区域<sup>ほうちきんしくいき</sup><自転車<sup>じてんしゃ</sup>を おいてはいけない ところ>

駅<sup>えき</sup>の まえなどは、自転車等<sup>じてんしゃとう</sup>の 放置禁止区域<sup>ほうちきんしくいき</sup>になっています。標識<sup>ひょうしき</sup>が 出<sup>で</sup>ています。この 場所<sup>ばしょ</sup>に 自転車<sup>じてんしゃ</sup>や オートバイを おいたときは 撤去<sup>てつきよ</sup><役所<sup>やくしょ</sup>の人<sup>ひと</sup>が ほかのところに もっていく>されます。撤去<sup>てつきよ</sup>に かかった お金<sup>かね</sup>などを はらう 必要<sup>ひつよう</sup>が あります。自転車<sup>じてんしゃ</sup>を おくときは 注意<sup>ちゅうい</sup>して ください。

### ◇交通事故<sup>こうつうじこ</sup>の 相談<sup>そうだん</sup>

交通事故<sup>こうつうじこ</sup>に あった 場合<sup>ばあい</sup>、けがや 車<sup>くるま</sup>を なおす お金<sup>かね</sup>を はらうなど、いろいろな 問題<sup>もんだい</sup>が おこります。交通事故<sup>こうつうじこ</sup>に あって こまっている人<sup>ひと</sup>のために、千葉県<sup>ちばけん</sup>には、交通事故<sup>こうつうじこ</sup>相談所<sup>そうだんじょ</sup>が あります。いろいろなことを している人<sup>ひと</sup>に 相談<sup>そうだん</sup>が できます。ひみつは まもります。お金<sup>かね</sup>は いりません。相談<sup>そうだん</sup>は 日本語<sup>にほんご</sup>です。

ちばけんこうつうじ こそうだんじょ  
〔千葉県交通事故相談所〕

ほんしよ ちばけんちやうほんちやうしや かい  
・本所(千葉県庁本庁舎2階)

ちばしちゆうおうくいちばちやう  
千葉市中央区市場町1-1

でんわ  
電話 043-223-2264

ひがしかつしかししよ ひがしかつしかちいきしんこうじむしよ かい  
・東葛飾支所(東葛飾地域振興事務所4階)

まつどしこねもと  
松戸市小根本7

でんわ  
電話 047-368-8000

あわししよ あわちいきしんこうじむしよ かい  
・安房支所(安房地域振興事務所1階)

たてやましほうじやう  
館山市北条402-1

でんわ  
電話 0470-22-7132

そうだん じかん ごぜんじ ひる じ ごごじ ごごじ  
相談できる 時間は 午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後5時まで

どようび にちようび しゅくじつ がつ がつ  
(土曜日、日曜日、祝日と 12月の おわりと 1月の はじめは やすみ)

＊相談を うける人が 千葉県の 32 の 市と 町を まわっています。相談できる 日と 時間などについ  
ては、ちかくの 交通事故相談所に きいて ください。